

## 環境配慮目的に関する見取り図

### 環境基本法(1992)

国は、国際協力の実施に当たっては、その国際協力の実施に関する地域に係る地球環境保全等について配慮するように努めなければならない。  
 2 国は、本邦以外の地域において行われる事業活動に関し、その事業活動に係る事業者がその事業活動が行われる地域に係る地球環境保全等について適正に配慮することができるようにするため、その事業者に対する情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 環境基本計画(1993)

**国際協力の実施等に当たっての環境配慮**  
 国際協力における環境配慮の重要性にかんがみ、我が国としてもこれを適切かつ着実に実施することが必要である。また、事業者の海外活動に関しても適正な環境配慮が重要であるが、この点に関し民間の自主的な取組が進みつつあり、こうした個々の事業者による取組の進展が図られることが重要である。

国の国際協力の実施に当たり、引き続き、環境配慮に関するガイドラインを的確に運用するとともに、人材の養成をはじめ環境配慮の実施のための基盤を強化し、国際機関等とも連携しながら、適切かつ効果的な環境配慮を実施する。また、その他の公的な資金による協力及び民間企業の海外活動についても適切な環境配慮が行われるよう努める。

### 政府開発援助大綱(1992)

**基本理念:** 環境の保全の達成を目指しつつ、地球的規模での持続可能な開発が進められるよう努める  
**原則:** 環境と開発を両立させる

### 政府開発援助中期政策(1999)

援助の実施に際しては、その環境及び地域社会に与える影響について環境配慮ガイドライン等に基づき、必要に応じ環境アセスメント等を行いつつ、事前に厳しく審査する。その結果に応じ、適切な対策を講じるとともに、環境に与える影響次第では実施しないこととする。その際、開発案件が、持続可能な開発の実現にとって適切なものとなるよう、必要に応じて代替案を含めて検討する。

環境配慮に際しては、相手国側の制度等を踏まえた地域住民等の参加や情報の公開が重要であることに留意する。環境配慮の手続きや基準等については、適宜見直しを行い充実に努める。

### 国際協力銀行法に関する付帯決議(1999)

(衆：商工委員会)  
 ODA等海外支援については、当該国の自然環境に与える影響を充分考慮し、環境配慮のため国際水準に照らして十分な内容を持つ統一ガイドライン等を策定の上、充分な調査を行い決定すること。  
 (参：財政金融特別委)  
 海外経済協力案件の決定において、環境アセスメントの導入を徹底し、相手国の自然環境等に与える影響を十分調査した上で行うこと。

## 国際協力銀行法(1999)

**(目的)** 国際協力銀行は、一般の金融機関と競争しないことを旨としつつ、我が国の輸出入若しくは海外における経済活動の促進又は国際金融秩序の安定に寄与するための貸付け等並びに開発途上にある海外の地域(以下「開発途上地域」という。)の経済及び社会の開発又は経済の安定に寄与するための貸付け等を行い、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的とする。

(国際金融等業務)

(海外経済協力業務)

### 海外経済協力業務実施方針(1999)

7) 適切な環境配慮  
 開発途上国への支援における**環境配慮の目的は、支援することによる環境や地域社会に与える影響を回避または低減するとともに、自助努力による持続可能な開発の達成を支援することにある。**円借款事業の環境配慮に係る最終的な責任は途上国側にあるが、実施に際しては、その環境及び地域社会に与える影響について、環境配慮のためのガイドラインに基づき、事前に厳しく審査する。その結果に応じ、適切な対策を講じるとともに、環境に与える影響次第では実施しないこととする。また、環境配慮の手続きや基準等については、適宜見直しを行い充実に努める。

### ガイドラインの目的(1995)

開発援助における環境配慮の目的は、開発途上国が自助努力により持続的な開発を達成することを支援することにある。プロジェクトの環境配慮に係る最終的な責任は借入国自身にあるが、JBICはプロジェクトの審査の際に、借入国側が行う環境上の所要の措置等について借入国から提出された資料に基づき「IIチェック項目と解説」に示した項目毎に確認を行う。本ガイドラインは、環境配慮に関するJBICの審査の指針と借入国がプロジェクトの計画準備段階において配慮・準備すべき環境面の諸事項を示すものである。

### ガイドラインの目的(1999)

本ガイドラインは、本行が実施する環境配慮の確認のための手続きおよび方法についての指針を示したものである。本行の役割は、我が国の輸出入若しくは海外における経済活動の促進又は国際金融秩序の安定に寄与することにある。このような役割を果たしつつ、本行が金融機関として行いうる環境配慮の確認は、通常、借入人等を通じて提供される情報に基づいてなされるが、本行が借入人等を通じてプロジェクトへ関与しうる程度は案件により様々である。(中略)本行は、本ガイドラインに示すようなスクリーニングや「環境チェックリスト」によるスコーピングの手法を適切に活用することにより、環境配慮の確認を効率的に行うことを目指している。